

福岡県公報

平成二十四年三月二十八日
第三千三百八十一号
増刊 ①

目次

条 例 (第三号―第三十九号)

○福岡県立公文書館条例	(行政経営企画課)	六
○福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	十二
○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	十三
○予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例	(財政課)	十四
○福岡県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	十四
○福岡県高校生就学支援基金条例の一部を改正する条例	(私学振興課)	十五
○福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(青少年課)	十五
○福岡県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例	(健康増進課)	十七
○福岡県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(健康増進課)	十七
○福岡県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例	(保健衛生課)	十八
○福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(保健衛生課)	十八
○福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	(医療指導課)	十九
○福岡県介護基盤緊急整備基金条例の一部を改正する条例	(高齢者支援課)	十九
○福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例	(介護保険課)	十九

○福岡県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(介護保険課)	二十
○福岡県介護職員処遇改善等基金条例の一部を改正する条例	(介護保険課)	二十
○福岡県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	二十
○福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(障害者福祉課)	二十一
○福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(障害者福祉課)	二十一
○福岡県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例	(障害者福祉課)	二十一
○福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例	(障害者福祉課)	二十一
○福岡県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例	(労働政策課)	二十二
○福岡県立自然公園条例の一部を改正する条例	(自然環境課)	二十二
○福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例	(自然環境課)	二十二
○福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(新産業・技術振興課)	二十三
○福岡県立飯塚研究開発センター条例の一部を改正する条例	(新産業・技術振興課)	二十四
○福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	(林業振興課)	二十四
○福岡県道路占有料徴収条例の一部を改正する条例	(道路維持課)	二十四
○福岡県営住宅条例の一部を改正する条例	(県営住宅課)	二十五
○福岡県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(企業局管理課)	二十七

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1号 正光印刷株式会社 (電話 092-806-5708)

○九州歴史資料館条例の一部を改正する条例 (教育庁文化財保護課) ……二二八

○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁社会教育課) ……二二八

○福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) ……二二九

○福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) ……二二九

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について (警察本部警務課) ……三三〇

○福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部運転免許試験課) ……三三〇

○福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例 (警察本部交通規制課) ……三三四

公布された条例のあらまし

◇福岡県立公文書館条例

(総務部行政経営企画課)

1 歴史資料として重要な公文書を適切に保存し、一般の利用に供するため、福岡県立公文書館を設置することとした。

2 一 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。ただし、第二章(第三条の規定を除く。)の規定は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から、第三条第一項第二号中公安委員会及び警察本部長に係る部分は公布の日から起算して四年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

二 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により駐車場法等の一部が改正されたことを踏まえ、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき、福岡県福祉のまちづくり条例に係る知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。ただし、別表一三の項の改正規定は、平成二十四年六月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例

(総務部財政課)

1 地方自治法施行令の一部を改正する政令の制定に伴い、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を条例で追加することができることとされたため、必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律等の制定に伴い、個人県民税における均等割の税率を引き上げるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、付則第七条の改正規定は平成二十五年一月一日から、第二十条の四十の改正規定及び附則第九条の二の改正規定は平成二十五年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

(総務部私学事振興局私学振興課)

1 福岡県高校生修学支援基金に基づく事業を平成二十六年度まで継続することに伴い

、福岡県高校生修学支援基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

(新社会推進部青少年課)

1 インターネットに接続できる携帯電話等の急速な普及に伴い、青少年がインターネット上の有害な情報に触れることにより、事件やトラブルに巻き込まれる危険性が増加していることに鑑み、青少年がインターネットを利用して有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくし、青少年を危険から守るため、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十四年十月一日から施行することとした。ただし、第二条第四号の改正規定は公布の日から、第十条の改正規定及び第十四条の二の改正規定は平成二十四年四月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部健康増進課)

1 福岡県妊婦健康診査支援基金に基づく事業を平成二十四年度まで継続することに伴い、福岡県妊婦健康診査支援基金条例の有効期限を延長することとした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部健康増進課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による地方公営企業法の一部改正に伴い、毎事業年度生じた利益及び資本剰余金の処分の方法を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部保健衛生課)

1 福岡県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金に基づく事業を平成二十四年度まで継続することに伴い、福岡県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部保健衛生課)

1 食品衛生法第十一条第一項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準の改正により定められた生食用食肉の規格基準の実効性を確保するため、営業の施設に係る基準を見直すほか、所要の規定の整備を行うこととした。
2 この条例は、平成二十四年七月一日から施行することとした。

◇福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療指導課)

1 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定による児童福祉法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県介護基盤緊急整備基金条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部高齢者支援課)

1 福岡県介護基盤緊急整備基金に基づく事業を平成二十四年度まで継続することに伴い、福岡県介護基盤緊急整備基金条例の有効期限を延長することとした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部介護保険課)

1 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定による介護保険法の一部改正に伴い、介護サービス情報調査手数料の額を改定するほか、所要の規定の整備を行うこととした。
2 一 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部介護保険課)

1 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定による介護保険法の一部改正に伴い、福岡県介護保険財政安定化基金の特例について

定めることとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県介護職員処遇改善等基金条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部介護保険課)

1 福岡県介護職員処遇改善等基金に基づく事業を平成二十四年度まで継続することに
伴い、福岡県介護職員処遇改善等基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部子育て支援課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律の制定による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進
に関する法律の一部改正に伴い、認定こども園の認定要件を定めるほか、所要の規定
の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(福祉労働部障害者福祉課)

1 福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金に基づく事業を平成二十四年度まで継続す
ることに伴い、福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の有効期限を延長するこ
ととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(福祉労働部障害者福祉課)

1 福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金に基づく事業を平成二十四年度以降も
継続することに伴い、福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の有効期限を
延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

(福祉労働部障害者福祉課)

1 障害者基本法の一部を改正する法律の制定に伴い、福岡県障害者施策推進協議会の

名称を変更するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律附則第一条第一号に規定する政令
で定める日から施行することとした。

◇福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

(福祉労働部障害者福祉課)

1 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すま
での間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の
制定による児童福祉法の一部改正に伴い、市町村の障害児通所給付費等に係る処分に
関する審査請求を取り扱わせるため、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例

(福祉労働部労働局労働政策課)

1 福岡県ふるさと雇用再生特別基金に基づく事業を平成二十四年九月末まで継続する
ことに伴い、福岡県ふるさと雇用再生特別基金条例の有効期限を延長することとした

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県立自然公園条例の一部を改正する条例

(環境部自然環境課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律の制定により自然公園法の一部が改正されたことを踏まえ、公共団体が県
立自然公園の公園事業の一部を執行する場合等における知事の同意を要する協議を、
同意を要しない協議とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例

(環境部自然環境課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律の制定による鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正等によ
り、知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法について条例で定めることと

されたことに伴い、必要な事項を定めることとした。
 2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
 (商工部新産業・技術振興課)

1 試験及び分析に係る需要の変化等を踏まえ、試験手数料の種別及び手数料額を改めることとした。

2 一 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。
 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県立飯塚研究開発センター条例の一部を改正する条例

(商工部新産業・技術振興課)

1 福岡県立飯塚研究開発センターの管理に関する業務のうち、研修宿泊室及び客用宿泊室に関する業務を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

(農林水産部林業振興課)

1 福岡県森林整備加速化・林業再生基金に基づく事業を平成二十六年年度まで継続することに伴い、福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(県土整備部道路維持課)

1 都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の制定による道路法施行令の一部改正に伴い、道路の上空に設ける施設等の占用料を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

(建築都市部県営住宅課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により公営住宅法の一部が改正され、同居親族要件の入居者資格が

廃止されたことに伴い、条例において同要件を引き続き存続させることとし、そのために必要な措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。
 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(企業局管理課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による地方公営企業法の一部改正に伴い、毎事業年度生じた利益及び資本剰余金の処分の方法を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。
 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇九州歴史資料館条例の一部を改正する条例

(教育庁文化財保護課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により博物館法の一部が改正され、博物館協議会の委員の任命の基準は条例で定めなければならないこと等に伴い、九州歴史資料館協議会に係る規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁社会教育課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により博物館法及び図書館法の一部が改正され、博物館協議会及び図書館協議会の委員の任命の基準は条例で定めなければならないこと等に伴い、福岡県立美術館協議会及び福岡県立図書館協議会に係る規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する

条例

(教育庁教職員課)

1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 警察法施行令の一部が改正され地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員及び階級別定員を改めることとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 社会情勢の変化を踏まえ、本県警察職員の特殊勤務手当の見直しを行うとともに、国の措置に鑑み、手当の特例を定めることとした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第三条第六号の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行し、この条例(第三条第六号の改正規定を除く。)による改正後の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成二十三年三月十一日から適用することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部運転免許試験課)

1 道路交通法施行令の一部を改正する政令の制定により、運転免許等に関する手数料の標準が改められたことに伴い、これらの手数料の額を改定するとともに、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の制定により、運転経歴証明書の再交付に関する事務が新設されたことに伴い、当該再交付の申請に係る手数料について必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

(警察本部交通規制課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識及び道路標示に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

条例

福岡県立公文書館条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三号

福岡県立公文書館条例

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 歴史公文書の保存、利用等(第三条―第十二条)

第三章 不服申立て等

第一節 諮問等(第十三条―第十六条)

第二節 福岡県特定歴史公文書利用審査会(第十七条―第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条―第三十三条)

附則

第一章 総則

(公文書館の設置)

第一条 歴史資料として重要な公文書(以下「歴史公文書」という。)を適切に保存し、一般の利用に供するため、公文書館法(昭和六十二年法律第百十五号)第五条第一項の規定により公文書館を設置する。

2 公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称

位 置

福岡県立公文書館 筑紫野市

(利用の承認等)

第二条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）第三条から第六条まで及び第九条の規定は、公文書館の利用の承認等について適用する。

第二章 歴史公文書の保存、利用等

(歴史公文書の保存等)

第三条 知事は、次に掲げる歴史公文書について、第二十八条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、公文書館において永久に保存しなければならない。

一 知事が管理する歴史公文書（次号に掲げるものを除く。）のうち、知事が別に定める基準により選別したもの

二 知事以外の県の機関（議会、公営企業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。次項及び第十三条第二項において「移管元機関」という。）が、当該機関が別に定める基準により、公文書館において保存すべきものとして選別し、知事に移管した歴史公文書

2 県の機関（知事及び移管元機関をいう。以下同じ。）は、公文書館において保存しようとする歴史公文書について、第五条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付すことができる。

3 知事は、公文書館において保存される歴史公文書（以下「特定歴史公文書」という。）について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

4 知事は、特定歴史公文書に個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報漏えい防止のために必要な措置を講じなければならない。

5 知事は、特定歴史公文書の分類、名称その他の特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(利用請求の方法)

第四条 特定歴史公文書の利用を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「利用請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

一 特定歴史公文書の利用を請求するものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 利用の請求をしようとする特定歴史公文書の目録（前条第五項の目録をいう。）に記載された名称

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、特定歴史公文書の利用を請求したもの（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(利用請求の取扱い)

第五条 知事は、前条第一項の規定による特定歴史公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に係る特定歴史公文書を利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号。以下「情報公開条例」という。）第七条第一項第一号に掲げる情報

ロ 情報公開条例第七条第一項第二号、第四号イ若しくはホ、第五号、第七号又は第八号に掲げる情報

ハ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書を公文書館において保存する前に管理していた県の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

二 当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはそ

の汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書が前項第一号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第三条第二項による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 知事は、第一項第一号に掲げる場合であっても、同号イからハまでに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第六条 知事は、前条第一項第一号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求に対する決定及び通知)

第七条 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

第八条 前条各項の決定(以下「利用決定等」という。)は、利用請求があった日から十五日以内に行わなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるとき

は、同項に規定する期間を十五日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第九条 利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求があつた日から三十日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第一項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの特定歴史公文書について利用決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出機会の付与等)

第十条 利用請求に係る特定歴史公文書に県、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。)、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社(情報公開条例第二条第三項に規定する地方三公社をいう。))並びに利用請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第七条第一項第一号ロ、同項第二号ただし書又は同項第五号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、第七条第一項の決定(以下「利用決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書であつて第五条第一項第一号ハに該当するものとして第三条第二項の規定により意見を付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該意見を付した県の機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第一項及び第二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、利用決定をするときは、利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、知事は、利用決定後直ちに、当該意見書（第十三条第一項第二号及び第十四条第三号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法)

第十一条 知事が特定歴史公文書を利用させる場合には、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧若しくは視聴又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して知事が定める方法により行う。

2 前項の閲覧又は視聴の方法により特定歴史公文書を利用する場合にあつては、知事は、当該特定歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しにより、これを利用させることができる。

(費用負担)

第十二条 写しの交付により特定歴史公文書を利用するものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第三章 不服申立て等

第一節 諮問等

(審査会への諮問)

第十三条 利用決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあつたときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、福岡県特定歴史公文書利用審査会に諮問しなければならない。

- 一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。第十五条第二号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る特定歴史公文書の全部を利用させることとするとき。ただし、当該不服申立てに係る特定歴史公文書の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

2 知事は、前項の不服申立てが第三条第一項第二号に掲げる文書に係るものである場合は、当該文書を移管した移管元機関に不服申立てに係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知するとともに、当該文書の利用の制限について意見を聴かなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第十四条 知事は、前条第一項の規定により諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 不服申立人及び参加人
- 二 利用請求者（利用請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該不服申立てに係る利用決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第十五条 第十条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- 一 利用決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- 二 不服申立てに係る利用決定等を変更し、当該利用決定等に係る特定歴史公文書を利用させる旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

(苦情の処理)

第十六条 知事は、利用請求者又は特定歴史公文書の利用に関して不服のあるものから苦情の申出があつた場合には、迅速かつ公正に処理しなければならない。

2 前項の場合において、苦情の申出の内容が行政不服審査法の規定に基づき不服申立てができる事項又は利用請求の取扱いに関する重要な事項に係るものであつて、知事において必要があると認めるものについては、福岡県特定歴史公文書利用審査会の意

見を聴くものとする。

第二節 福岡県特定歴史公文書利用審査会

(審査会の設置)

第十七条 次に掲げる事務を行うため、福岡県特定歴史公文書利用審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 一 第十三条第一項の規定による諮問に応じて答申すること。
- 二 前条第二項の規定により、苦情の申出について意見を述べること。
- 三 特定歴史公文書の利用に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

(審査会の調査権限)

第十八条 審査会は、必要があると認めるときは、知事に対し、利用決定等に係る特定歴史公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された特定歴史公文書の開示を求めることができない。

2 知事は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、知事に対し、利用決定等に係る特定歴史公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は知事（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、前条第二号及び第三号に規定する事務を行うため必要があるときは、知事又は苦情の申出をしたものに意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第十九条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(委員による調査手続)

第二十条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第十八条第一項の規定により提示された特定歴史公文書を閲覧させ、同条第四項及び第五項の規定による調査をさせ、又は前条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の提出)

第二十一条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧)

第二十二条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第二十三条 審査会の行う不服申立てに係る調査及び審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第二十四条 審査会は、第十三条第一項の規定による諮問に応じて答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(秘密を守る義務)

第二十五条 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第四章 雑則

(利用の促進)

第二十六条 知事は、特定歴史公文書（第五条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（県の機関による利用の特例）

第二十七条 県の機関がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして特定歴史公文書を利用する場合には、第四条、第十一条及び第十二条の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書の廃棄）

第二十八条 知事は、特定歴史公文書として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

（保存及び利用の状況の公表）

第二十九条 知事は、毎年一回、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について公表しなければならない。

（使用料）

第三十条 公文書館の施設を利用するものは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第三十一条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（規則への委任）

第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第三十三条 第二十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二章（第三条の規定を除く。）の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日

二 第三条第一項第二号中公安委員会及び警察本部長に係る部分 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において規則で定める日

（福岡県情報公開条例の一部改正）

2 福岡県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

三 特定歴史公文書（福岡県立公文書館条例（平成二十四年福岡県条例第三号）第三条第三項に規定する特定歴史公文書をいう。）

（福岡県個人情報保護条例の一部改正）

3 福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号に次のように加える。

ハ 特定歴史公文書（福岡県立公文書館条例（平成二十四年福岡県条例第三号）第三条第三項に規定する特定歴史公文書をいう。第六十六条第一項及び第七十条において同じ。）

第六十六条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

第二章及び第三章の規定は、特定歴史公文書に記録されている個人情報については、適用しない。

第七十条中「公文書」の下に「（特定歴史公文書を含む。次条において同じ。）」を加える。

別表（第三十条関係）

区分	金額（一時間につき）
研修室	一、一三〇円
会議室	三八〇円

備考

一 使用時間が一時間未満であるときは、一時間とし、当該使用時間が一時間を超える場合において一時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、一時間として算定する。

二 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の使用料の額は、規則で定める。

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四号

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(2) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新

されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(3) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

ロ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員

であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める日）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合に区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日

二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律等の規定による育児休業

（以下この条において「法定等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該法定等育児休業

の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の

出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（

当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号

）第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について

育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休

業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）

）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してそ

の任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日（育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき）当該子が一歳六か月に達する日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする法定等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において法定等育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条に次の二号を加える。

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第二十二条中「育児短時間勤務又は」を削る。

第二十三条第二項を次のように改める。

2 労働基準法第六十七条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の項事務の欄中ハ及びニを削る。

別表一の三の項事務の欄中「墓地、納骨堂又は火葬場」を「墓地、納骨堂又は火葬場のうち町村区域部分」に、「市町村又は」を「町村又は」に、「墓地、納骨堂若しくは火葬場」を「墓地、納骨堂若しくは火葬場のうち町村に所在するもの」に改め、同表同項市町村の欄中「各市町村（北九州市、福岡市及び久留米市を除き、ハにあつては、大牟田市を除く。）」を「各町村」に改める。

別表一三の項事務の欄イ中「附則第二条に規定する既存一般販売業者又は同法附則第十四条若しくは第十五条」を「附則第十四条」に改める。

別表三五の項を次のように改める。

三五 削除

別表三五の六の項市町村の欄中「北九州市、大牟田市及び久留米市」を「福岡市を除く各市」に改める。

別表四〇の項を次のように改める。

四〇 削除

別表四一の二の項市町村の欄中「大牟田市 直方市 飯塚市 田川市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 行橋市 豊前市 中間市 小郡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 宮若市 嘉麻市 朝倉市 みやま市 糸島市 那珂川町」を「那珂川町」に改める。

別表四四の項事務の欄中ト及びチを削り、リをトとする。

別表四五の項を次のように改める。

四五 削除

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表一三の項の改正規定は、平成二十四年六月一日から施行する。

(処分、届出等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の別表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六号

予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第五百五十二条第一項第三号及び第四項第二号の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

(政令第五百五十二条第一項第三号の条例で定める法人)

第二条 政令第五百五十二条第一項第三号の条例で定める法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

(政令第五百五十二条第四項第二号の条例で定める法人)

第三条 政令第五百五十二条第四項第二号の条例で定める法人は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式

会社とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第七号

福岡県条例の一部を改正する条例

福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。
第二十条の四十中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

付則第六条の二に次の一項を加える。

4 平成二十六年度から平成三十五年までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第二十条の六の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「千五百円」とする。

付則第七条を次のように改める。

第七条 削除

付則第九条の二中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 付則第七条の改正規定 平成二十五年一月一日

二 第二十条の四十の改正規定及び付則第九条の二の改正規定 平成二十五年四月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（改正前の福岡県税条例（以下この条において「旧条例」という。）第二十条の十の二に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例付則第七条第一項に規定する分離課税に係る所得割につ

いては、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第三条 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

(福岡県森林環境税条例の一部改正)

第四条 福岡県森林環境税条例(平成十八年福岡県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の次に次の一項を加える。

(特例)

5 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第三条の規定の適用については、同条中「第二十条の六」とあるのは「付則第六条の二第四項」と、「同条に定める額」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第二十条の六に定める額」とする。

福岡県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第八号

福岡県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

福岡県高校生修学支援基金条例(平成二十一年福岡県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第九号

福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

福岡県青少年健全育成条例(平成七年福岡県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十五条の二」に改める。

第二条第四号中「第六条第二項」を「第九条第一号」に改める。

第十条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、フィルタリング・ソフト(青少年が安全に安心してインターネットを利用

できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下「環境整備法」という。)第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアのうち、インターネットに接続することができる端末装置(以下「端末装置」という。)に適用可能なものをいう。以下同じ。)のうち、青少年の健全な育成又は被害防止のため、特に有益であると認めるものを推奨することができる。

第十四条の二を次のように改める。

(インターネット上の情報に係る自主規制等)

第十四条の二 端末装置を青少年に利用させるために設置する施設の管理者その他端末装置を公衆の利用に供する者は、当該端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング・ソフトの活用その他適切な方法により、青少年有害情報(環境整備法第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)の閲覧又は視聴を防止するよう努めなければならない。

2 保護者は、青少年がインターネットを利用するに当たってはフィルタリング・ソフトの活用その他適切な方法により、青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないよう努めるとともに、自らがインターネット上の情報の特質について理解し、青少年が有効にインターネットを利用するために、青少年有害情報についての適切な判断能力を発達段階に応じて身に付けさせるよう努めなければならない。

3 端末装置の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第三十七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、

その事業活動を行うに当たっては、フィルタリング・ソフトに関する情報その他の青少年がインターネットの活用により青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 県は、前三項の規定に係る取組に資するため、保護者又は第一項若しくは前項に規定する者に対して、必要な情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。第四章中第十六条の前に次の一条を加える。

(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)

第十五条の二 保護者は、青少年が携帯電話インターネット接続役務(環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供を受ける契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。以下「携帯電話インターネット契約」という。)の当事者となる場合又は保護者が青少年を携帯電話端末若しくはPHS端末(以下「携帯電話端末等」という。)の利用者とする携帯電話インターネット契約を自ら締結する場合において、環境整備法第十七条第一項ただし書の規定により、青少年有害情報フィルタリングサービス(環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)を利用しない旨の申出をするときは、当該青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者(環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)を業として行う者(以下「媒介業者等」という。)は、携帯電話インターネット契約の締結又はその媒介等をするに当たっては、当該携帯電話インターネット契約の相手方又は当該携帯電話インターネット契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認するとともに、当該携帯電話インターネット契約の相手方又は当該携帯電話インターネット契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、当該青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他の規則で定める事項を説明

し、及びその内容を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として締結されていた携帯電話インターネット契約の内容を変更する場合であつて、引き続き青少年有害情報フィルタリングサービスを利用する旨の申出があつたときは、この限りでない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、第一項の書面の提出を受けた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット契約(青少年を当事者とし、又は青少年を携帯電話端末等の使用者とするものに限る。)を締結することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を保存しなければならない。

4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が第二項若しくは前項の規定に違反していると認めるとき又は媒介業者等が第二項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者又は媒介業者等(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対して、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。

6 知事は、第四項の規定による勧告をしようとするときは、速やかに審議会に諮り、その意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

7 知事は、前項ただし書の規定を適用して第四項の規定による勧告をしたときは、速やかに審議会にその旨を報告しなければならない。

8 知事は、第四項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わなかつたときは、氏名又は名称、住所及びその勧告内容を公表することができる。

9 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受け
た携帯電話インターネット接続役員提供事業者等に対し、意見を述べる機会を与えな
ければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第二条第四号の改正規
定は公布の日から、第十条の改正規定及び第十四条の二の改正規定は平成二十四年四
月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による
。

福岡県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十号

福岡県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

福岡県妊婦健康診査支援基金条例（平成二十一年福岡県条例第一号）の一部を次のよ
うに改正する。

附則第二項中「平成二十四年九月三十日」を「平成二十五年九月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十一号

福岡県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十二年福岡県条例第十二号）の一部を

次のように改正する。

第三条の次に次の三条を加える。

（利益の処分及び積立金の取崩し）

第三条の二 病院事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越
した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 病院事業は、事業年度末日において企業債を有する場合であつて、前項の規定によ
り欠損金をうめ、なお利益に剰額（以下「補填剰額」という。）があるときは、その
補填剰額の二十分の一以上の金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立
額を控除した額が補填剰額の二十分の一に満たないときは、その額）を企業債の額に
達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

3 病院事業は、前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に剰額があるとき
は、その全額を利益積立金として積み立てなければならない。

4 病院事業は、事業年度末日において企業債を有しない場合であつて、補填剰額があ
るときは、その全額を利益積立金として積み立てなければならない。

5 前三項の積立金は、それぞれ次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、
その目的以外の用途に使用しようとする場合においては、議会の議決を経なければな
らない。

- 一 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- 二 利益積立金 欠損金をうめる目的

（資本剰余金の処分等）

第三条の三 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附し
た科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その
他これらに類する金銭又は物件（以下この項において「補助金等」という。）をもつ
て取得した固定資産で当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた
補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を
控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うものうち減価償却
を行わなかつた部分に相当するものが減失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは
廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失

をうめることができる。

(欠損の処理)

第三条の四 病院事業は、毎事業年度欠損を生じたときは、利益積立金をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、利益積立金をもってうめ、なお欠損金に残額があるときは、議会の議決を経て、資本剰余金(前条第二項の規定により取り崩すことができる部分を除く。)をもつてうめることができる。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十二号

福岡県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例の一部を改正する

条例

福岡県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例(平成二十三年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年六月三十日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十三号

福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

福岡県食品衛生法施行条例(平成十二年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改

正する。

別表第一の七の項中「食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)第二十一条第一項第一号ト」を「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五号)第一条第二項第七号」に改める。

別表第三の一の項中「及び喫茶店営業」を削り、同項基準の欄に次のように加える。へ 食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号) 第一食品の部 D各条の項生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く。以下この目において同じ。)であつて、生食用として販売するものに限る。以下この目において同じ。)の目に規定する生食用食肉(以下「生食用食肉」という。)の加工又は調理を行う営業にあつては、次に掲げる基準によるものであること。ただし、生食用食肉の調理のみを行う営業にあつては、(5)及び(6)に掲げる基準を除く。

- (1) 他の設備と区分された衛生的な場所であること。
 - (2) 器具の洗浄及び消毒に必要な専用の流水式洗浄設備及び消毒設備が設けてあること。
 - (3) 手指の洗浄及び消毒に必要な専用の流水式手洗設備及び消毒設備が設けてあること。
 - (4) 生食用食肉の加工に使用する肉塊又は生食用食肉が接触する設備及び器具は専用のものが設けてあること。
 - (5) 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備が設けてあること及び温度を正確に測定することができる装置が備えてあること。
 - (6) 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備が設けてあること。
- 別表第三の一の項の次に次のように加える。

一の二 喫茶店営業	イ 調理場は、客席その他と区画すること。 ロ 食品等を保管するための十分な容量がある冷蔵又は冷凍保管庫が設けてあること。 ハ 洗浄槽は二槽以上とし、熱湯又は洗浄消毒の設備が設けてあること。 ニ 適当な場所に客用の手洗設備が設けてあること。 ホ 客用便所は、調理場に影響がない場所に置くこと。また、専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備が設けてあること。
-----------	--

別表第三の一〇の項基準の欄に次のように加える。
 ハ 生食用食肉の加工又は調理を行う営業にあつては、一の項へに掲げる基準による。
 別表第三の一の項基準の欄に次のように加える。
 ホ 生食用食肉の加工又は調理を行う営業にあつては、一の項へに掲げる基準による。

附則

この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十四号

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第四項第三号中「第七条第一項」を「第四十二条第二号」に、「児童福祉施設のうち、重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改め、同項第四号中「第七条第六項」を「第六条の二第三項」に改め、同項第七号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県介護基盤緊急整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十五号

福岡県介護基盤緊急整備基金条例の一部を改正する条例
 福岡県介護基盤緊急整備基金条例（平成二十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次

のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年九月三十日」を「平成二十五年九月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十六号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第三項を削る。

別表一六七の項中「介護保険法」の下に「（平成九年法律第二百二十三号）」を加え、同表一六九の三の項中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）」に改め、同表一六九の四の項及び一六九の五の項中「介護保険法」を「旧介護保険法」に改め、同表一七〇の項中「第百十五條の三十五第二項」を「第百十五條の三十五第三項又は旧介護保険法第百十五條の三十五第三項」に、「二二、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に改め、同表一七〇の二の項を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に定められた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の二第一項に規定する計画に従って行われた報告に係る介護サービス情報調査手数料及び介護サービス情報公表手数料については、なお従前の例による。この場合において、この条例による改正前の福岡県保健福祉関係手数料条例第四条第二

項及び第三項の規定は適用しない。

福岡県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十七号

福岡県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

福岡県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年福岡県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（処分の特例）

3 知事は、平成二十四年度に限り、第七条の規定にかかわらず、法附則第十条第二項、第三項及び第五項の規定による事業に要する経費の財源に充てるため、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）附則第三条に規定するところにより、基金の一部を処分することができる。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県介護職員処遇改善等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十八号

福岡県介護職員処遇改善等基金条例の一部を改正する条例

福岡県介護職員処遇改善等基金条例（平成二十一年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年九月三十日」を「平成二十五年九月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十九号

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例（平成十八年福岡県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例

第一条中「第三条第一項第四号及び同条第二項第三号」を「第三条第一項及び第三項」に、「施設の設備及び運営に関する基準」を「認定要件」に改める。

第二条中「この条例における認定こども園の類型について」を「認定こども園」に、「とおりとする」を「いずれかの類型に該当しなければならない」に改め、同条第三号中「の満三歳以上の子ども」の下に「（当該保育所が所在する市町村における同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）」を加える。

第七条を削る。

第三条から第六条までの規定（これらの規定の見出しを含む。）中「基準」を「要件」に改め、第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（子育て支援事業の実施）

第三条 認定こども園は、子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし、当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制で行わなければならない。

2 認定こども園は、子育て支援事業の種類、回数等実施内容の決定又は変更に当たっては、市町村の意見を聴かなければならない。

3 認定こども園は、子育て支援事業の実施に当たっては、規則で定める事項に留意し

なければならぬ。

第八条（見出しを含む。）中「基準」を「要件」に改め、同条に次の一号を加える。
十 その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定ことも園である旨の表示をすること。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十号

福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年福岡県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十一号

福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十六年六月三十日」に改め

る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十二号

福岡県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

福岡県障害者施策推進協議会条例（平成七年福岡県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県障害者施策審議会条例

第一条中「第二十六条第三項」を「第三十六条第三項」に、「福岡県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）」を「福岡県障害者施策審議会（以下「審議会」という。）」に改める。

第二条第一項中「協議会」を「審議会」に改め、同条第二項第四号中「福祉」を「自立及び社会参加」に改める。

第四条から第七条までの規定中「協議会」を「審議会」に改める。

附則

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）附則第一条第一号に規定する政令で定める日から施行する。

福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十三号

福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年福岡県条例第十二号）の一部

を次のように改正する。

第一条中「第九十八条第一項」の下に「(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十六条の五の五第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十四号

福岡県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例

福岡県ふるさと雇用再生特別基金条例(平成二十一年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十四年九月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十五号

福岡県立自然公園条例の一部を改正する条例

福岡県立自然公園条例(昭和三十八年福岡県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改め、同条第四項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第五項中「申請書には」を「協議書又は申請書には、」に改め、同条第六項中「同意を得た」を「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなけ

れば」に改め、同条第七項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第八項中「前項の」の下に「協議書又は」を加える。

第十条第一項中「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改める。

第十二条第一項中「第八条第二項の同意又は同条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条第二項中「第八条第二項の同意又は同条第三項」を「第八条第三項」に、「当該同意又は」を「当該」に改める。

第三十一条第三項中「第十五条第三項」を「第二十九条第三項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の福岡県立自然公園条例(次項において「旧条例」という。)第八条第二項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の福岡県立自然公園条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)

第八条第四項の規定による協議書及び新条例第八条第五項の規定による添付書類とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第八条第六項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、新条例第八条第七項の規定による協議書及び新条例第八条第八項において準用する新条例第八条第五項の規定による添付書類とみなす。

福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十六号

福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第十五条第十四項(法第二十八条第九項及び法第二十九条第四項において準

用する場合を含む。）、法第三十四条第七項（法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）第三十七条第二項の規定により条例で定める寸法は、次の表の上欄に掲げる標識の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる寸法とする。ただし、既存工作物を利用しないで制札を設置する場合において、地形その他の状況によりこれらの寸法により難いときは、当該制札を容易に視認できる範囲において、これらの寸法（支柱の太さに係る部分を除く。）を縮小することができるものとする。

標識	寸法
一 法第十五条第十三項に規定する指定猟法禁止区域を表示する標識	省令様式第四に規定する寸法と同じ寸法
二 法第二十八条第九項において準用する法第十五条第十三項に規定する鳥獣保護区を表示する標識	省令様式第八に規定する寸法と同じ寸法
三 法第二十九条第四項において準用する法第十五条第十三項に規定する特別保護地区を表示する標識	省令様式第九に規定する寸法と同じ寸法
四 法第三十四条第五項に規定する休猟区を表示する標識	省令様式第十一に規定する寸法と同じ寸法
五 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第五項に規定する特定猟具使用禁止区域を表示する標識	省令様式第十三に規定する寸法と同じ寸法
六 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第五項に規定する特定猟具使用制限区域を表示する標識	省令様式第十四に規定する寸法と同じ寸法
七 省令第三十七条第一項に規定する特別保護指定区域を表示する標識	省令様式第十に規定する寸法と同じ寸法

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県条例第二十七号

福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例（昭和二十三年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一号(一)の表定量分析の項中

金属材料の分析	一成分	三、八一〇円	を
機器定量分析	一成分	三、〇〇〇円	に改め、
金属材料の分析	一成分	三、八一〇円	

同号(二)の表繊維物理試験の項の次に次のように加える。

高度な繊維物理試験	一件	四、四五〇円
-----------	----	--------

別表第一号(五)の表食品の保存試験の項の次に次のように加える。

一般生菌数試験	一件	三、二四〇円
---------	----	--------

別表第一号(六)の表に次のように加える。

その他の紙及びバルブ試験	一件	原価計算により定める。
--------------	----	-------------

別表第一号(七)の表中工芸材料一般物理試験の項を削り、製品性能試験の項の前に次のように加える。

工芸材料強度試験	一件	一、四五〇円
工芸材料一般試験	一件	一、二五〇円

別表第一号(八)の表精密測定の中

ねじの測定	一件	八八〇円	を
-------	----	------	---

ねじの測定	一件	八八〇円	に改め、
幾何形状測定	一件	一、〇〇〇円	
三次元形状測定	一件	原価計算により定める。	

同表に次のように加える。

その他の機械試験	一件	原価計算により定める。
別表第一号(九)の表中示差熱試験の項の次に次のように加える。		
材料表面観察試験	一件	三、六二〇円
別表第一号(九)の表金属組織試験の項を次のように改める。		
金属組	一件	二、七二〇円
織試験	一件	七一〇円
前処理あり		
前処理なし		
その他の金属材料試験	一件	原価計算により定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請がなされている試験等に係る手数料であつて、当該試験等の終了後でなければその額が確定できないものについては、なお従前の例による。

福岡県立飯塚研究開発センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十八号

福岡県立飯塚研究開発センター条例の一部を改正する条例

福岡県立飯塚研究開発センター条例(平成四年福岡県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十九号

福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例(平成二十一年福岡県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十号

福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福岡県道路占用料徴収条例(昭和四十三年福岡県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表中

施行令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる自動車専用道路の上空に設ける施設及び自動車駐車場	建築物	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額
施行令第七条第八号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額
施行令第七条第九号に掲げる器具	占用面積一平方メ	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額

を

施行令第七条第十号及び第十一号に掲げる施設		上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	1トルにつき一年	Aに〇・〇一四 Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八 Aに〇・〇一八を乗じて得た額
その他のもの		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一四 Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八 Aに〇・〇一八を乗じて得た額

施行令第七条第六号に掲げる施設		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積	Aに〇・〇一四 Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八 Aに〇・〇一八を乗じて得た額
施行令第七条第七号に掲げる施設		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	1平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一四 Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八 Aに〇・〇一八を乗じて得た額
施行令第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積	Aに〇・〇一四 Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八 Aに〇・〇一八を乗じて得た額
その他のもの		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一四 Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八 Aに〇・〇一八を乗じて得た額
その他のもの		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一四 Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八 Aに〇・〇一八を乗じて得た額
その他のもの		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一四 Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八 Aに〇・〇一八を乗じて得た額

に

施行令第七条第十一号に掲げる施設		トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一四 Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八 Aに〇・〇一八を乗じて得た額
その他のもの		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一四 Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八 Aに〇・〇一八を乗じて得た額

改める。

別表の備考七中「第七条第十号及び第十一号」を「第七条第六号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十一号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十一号

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

福岡県営住宅条例（平成九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「として令第六条第一項で定める者」を削り、「に規定する被災者等」については第三号の「を」の規定により法第二十三条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあつては第三号」に掲げる」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 削除

第六条に次の三項を加える。

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

一 六十歳以上の者

二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度がイからハまでに掲げる障害の種類に応じそれぞれイからハまでに定める程度であるもの

イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

ロ 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五十五号）第六条第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度

ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度

三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症であるもの

四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

五 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援助付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十七号）附則第四条第一項に規定する支援助付を含む。）を受けている者

六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していな

い者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

3 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 知事は、入居の申込みをした者が第二項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めるものとする。

第七条第一項中「前条各号」を「前条第一項各号」に改め、同条第二項中「前条第二号」に掲げる県営住宅の入居者は、同条各号（老人等にあつては、同条第二号）を「法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係る県営住宅又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる県営住宅の入居者は、前条第一項各号（老人等にあつては、同項第二号）に改め、「なお」を削る。

第五十条中「第六条」を「第六条第一項」に、「条件を具備する」を「いずれかに該当する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第三十二条の規定による改正後の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十三条第一号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、県営住宅の入居者の資格については、改正後の第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、平成十八年四月一日前に五十歳以上であつ

た者は、改正前の同条の令第六条第一項で定める者に該当するものとみなす。

福岡県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十二号

福岡県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十二年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十三条とし、第七条から第九条までを三条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の三条を加える。

（利益の処分及び積立金の取崩し）

第七条 公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 事業年度末日において企業債を有する公営企業は、前項の規定により欠損金をうめ、なお利益に残額（以下「補填残額」という。）があるときは、その補填残額の二十分の一以上の金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の二十分の一に満たない公営企業にあつては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

3 前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある公営企業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める方法により利益を処分しなければならない。

一 福岡県電気事業 補填残額から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額（以下この項において「減債積立金積立後利益残額」という。）を建設改良積立金として積み立てる方法

二 福岡県工業用水道事業 減債積立金積立後利益残額を建設改良積立金として積み立てる方法

三 福岡県工業用地造成事業 減債積立金積立後利益残額を土地造成積立金として積み立てる方法

4 事業年度末日において企業債を有しない公営企業は、補填残額があるときは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める方法により利益を処分しなければならない。

一 福岡県電気事業 補填残額を建設改良積立金として積み立てる方法

二 福岡県工業用水道事業 補填残額を建設改良積立金として積み立てる方法

三 福岡県工業用地造成事業 補填残額を土地造成積立金として積み立てる方法

5 前三項の積立金は、それぞれ次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、その目的以外の用途に使用しようとする場合においては、議会の議決を経なければならない。

一 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

二 建設改良積立金 建設改良工事に係る経費に充てる目的

三 土地造成積立金 土地造成事業に係る経費に充てる目的

（資本剰余金の処分等）

第八条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下この項において「補助金等」という。）をもつて取得した固定資産で当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うものうち減価償却を行わなかつた部分に相当するものが減失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

（欠損の処理）

第九条 公営企業は、毎事業年度欠損を生じたときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、第七条第五項第一号から第三号までに規定する積立金をもつてうめ、なお欠損金に残額があるときは、議会の議決を経て、資本剰余金（前条第二項の規定により取り崩すことができる部分を除く。）をもつてうめることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第六条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第一項の規定により積み立てている減債積立金並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第二百七十二号）第二条の規定による改正前の地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十四条第四項の規定により積み立てている建設改良積立金及び土地造成積立金は、それぞれこの条例による改正後の第七条第二項から第四項までの規定により積み立てている積立金とみなす。

九州歴史資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十三号

九州歴史資料館条例の一部を改正する条例

九州歴史資料館条例（昭和六十年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（九州歴史資料館協議会）

第四条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十条第一項の規定に基づき

、九州歴史資料館協議会（次項及び第六項において「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下この条において単に「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

3 委員の定数は、十五人以内とする。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十四号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条を次のように改める。

（福岡県立美術館協議会）

第二百二十四条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十条第一項の規定に基づき、福岡県立美術館協議会（次項及び第六項において「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下この条において単に「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

3 委員の定数は、十人以内とする。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

巡査 } 警察教養施設において新任者として
教育訓練中の者を含む。 }

三、四二二人

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十七号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第六十九号）

の一部を次のように改正する。

第三条第六号を次のように改める。

六 暴力団犯罪対策及び銃器等犯罪捜査の作業

付則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の二項を加える。

（第三条第十六号に掲げる作業に係る特殊勤務手当の特例）

2 警察職員が次に掲げる作業に従事したときは、第三条第十六号に掲げる作業に係る特殊勤務手当を支給する。この場合において、第四条の表前条第十六号に掲げる作業に従事する場合の項に規定する額については、同項中「千六百八十円」とあるのは、「四万二千五百二十円」とする。

一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業（前号に掲げるものを除く。）

三 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業（前二号に掲げるものを除く。）

四 本部長指示により、居住者等が屋内への避難を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもののそれぞれの屋外において行う作業（前三号に掲げるものを除く。）

3 警察職員が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するため第三条第十六号に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合（前項各号に掲げる作業に従事した場合を除く。）における第四条の表前条第十六号に掲げる作業に従事する場合の項に規定する額については、同項中「千六百八十円」とあるのは、「二千五百二十円」とする。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第六号の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例（第三条第六号の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。（経過措置）

3 この条例の施行前に、改正前の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて、平成二十三年三月十一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

4 この条例（第三条第六号の改正規定に限る。）の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の条例に規定する作業に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十八号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第三十条の十三第一

項の規定による運転経歴証明書の再交付を受けようとする者 運転経歴証明書再交

付手数料

第十四条第二項の表一の項を次のように改める。

一 運転免許 試験手数料	(一) 大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る試験	1 道路交通法第九 十七条の二第一項 第一号又は第二号 に該当して同項の 規定の適用を受け る場合	一、六〇〇円
		2 道路交通法第九 十七条の二第一項 第三号に該当して 同項の規定の適用 を受ける場合	一、九〇〇円
(二) 普通自動車免許に係る 試験	1 道路交通法第九 十七条の二第一項 第一号又は第二号 に該当して同項の 規定の適用を受け る場合	3 道路交通法第九 十七条の二第一項 の規定の適用を受 けない場合	四、六〇〇円(道路交通 法第九十七条第一項第二 号に掲げる事項について 行う試験を福岡県公安委 員会が提供する自動車 を使用して受ける場合に あつては、七、七〇〇円)
		1 道路交通法第九 十七条の二第一項 第一号又は第二号 に該当して同項の 規定の適用を受け る場合	一、八〇〇円

(二) 特定第一種運転免許(大 型特殊自動車免許、大 型自動二輪車免許、普通 自動二輪車免許又は牽引 免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第 二種免許若しくは牽引第 二種免許に係る試験	1 道路交通法第九 十七条の二第一項 第二号に該当して 同項の規定の適用 を受ける場合	2 道路交通法第九 十七条の二第一項 第三号に該当して 同項の規定の適用 を受ける場合	一、九〇〇円
		3 道路交通法第九 十七条の二第一項 の規定の適用を受 けない場合	二、二〇〇円(道路交通 法第九十七条第一項第二 号に掲げる事項について 行う試験を福岡県公安委 員会が提供する自動車 を使用して受ける場合に あつては、三、〇五〇円)
(四) 小型特殊自動車免許又 は原動機付自転車免許に 係る試験	1 道路交通法第九 十七条の二第一項 の規定の適用を受 ける場合	2 道路交通法第九 十七条の二第一項 の規定の適用を受 けない場合	一、五〇〇円
		3 道路交通法第九 十七条の二第一項 の規定の適用を受 けない場合	三、〇五〇円(道路交通 法第九十七条第一項第二 号に掲げる事項について 行う試験を福岡県公安委 員会が提供する自動車 を使用して受ける場合に あつては、四、六〇〇円)

第十四条第二項の表一の二の項中「三、九五〇円」を「三、八五〇円」に、「七、六五〇円」を「六、九五〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、〇五〇円」に、「五、三〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同表二の項中「二、〇五〇円」を「一、九五〇円」に、「三、〇五〇円」を「二、八〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、七五〇円」に改め、同表三の項中「二、一〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表四の項中「三、六五〇円」を「三、六〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表五の項中「二、五五〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同表六の項中「一、七〇〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表八の項中「二四、七〇〇円」を「二三、五〇〇円」に、「二〇、五〇〇円」を「一九、六五〇円」に、「一四、一〇〇円」を「一四、五〇〇円」に、「二二、四五〇円」を「二一、八五〇円」に改め、同表一〇の項中「一五、六五〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「一一、一五〇円」を「一一、八〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「九、四五〇円」に、「一三、三〇〇円」を「一二、八五〇円」に改め、同表一〇の二の項の次に次のように加える。	<p>(五) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験</p>	<p>(六) 仮運転免許に係る試験</p>	1 道路交通法第九十七條の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	2 道路交通法第九十七條の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	3 道路交通法第九十七條の二第一項の規定の適用を受けない場合		
			1 一、七五〇円	1、九〇〇円	四、六〇〇円（道路交通法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合） 一、七〇〇円	一、五五〇円	三、〇〇〇円（道路交通法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合） 四、五五〇円
			1 一、七五〇円	1、九〇〇円	四、六〇〇円（道路交通法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合） 一、七〇〇円	一、五五〇円	三、〇〇〇円（道路交通法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合） 四、五五〇円

<p>一〇の三 運転経歴証 明書再交付 手数料</p>	<p>一、〇〇〇円</p>	<p>(一) 道路交通法第九十七條の二第一項第一号に掲げる講習</p>	講習一時間について七〇〇円
		<p>(二) 道路交通法第九十八條の二第一項第二号に掲げる講習</p>	講習一時間について二、四五〇円
		<p>(三) 道路交通法第九十八條の二第一項第三号に掲げる講習</p>	講習一時間について二、二〇〇円
		<p>(四) 道路交通法第九十八條の二第一項第四号に掲げる講習</p>	講習一時間について四、七〇〇円
		<p>(五) 道路交通法第九十八條の二第一項第五号に掲げる講習</p>	講習一時間について四、一五〇円

(六) 道路交通法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	講習一時間について、 四〇〇円
	講習一時間について三、一五〇円
(七) 道路交通法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間について一、二五〇円
	講習一時間について六五〇円
(八) 道路交通法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間について二、一〇〇円
	講習一時間について二、七五〇円
(九) 道路交通法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	講習一時間について二、六〇〇円
	講習一時間について二、四五〇円
(一〇) 道路交通法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	講習一時間について二、六〇〇円
	講習一時間について二、四五〇円
(一一) 道路交通法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	講習一時間について二、六〇〇円
	講習一時間について二、四五〇円

第十四条第三項の表七の項中「二、七五〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同表備考一中「三、七五〇円」を「二、九五〇円」に、「九五〇円」を「九〇〇円」に、「

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	一、八五〇円
	(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	一、九五〇円
	(三) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二、四五〇円
	(四) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	三、一五〇円

第十四条第三項の表一の項中「三、九五〇円」を「三、七五〇円」に、「一、三五〇円」を「一、三〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、四五〇円」に改め、同表二の項中「七、〇五〇円」を「七、〇〇〇円」に、「六、七五〇円」を「六、四〇〇円」に、「二、二五〇円」を「二、二〇〇円」に、「七、九五〇円」を「七、八〇〇円」に改め、同表三の項中「二、一五〇円」を「二、一〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、八五〇円」に改め、同表四の項中「二、一五〇円」を「二、一〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、八五〇円」に改め、同表五の項中「二、二〇〇円」を「二、一五〇円」に、「一、九五〇円」を「一、九〇〇円」に、「二、〇〇〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、二五〇円」に改め、同表六の項を次のように改める。

(三) 道路交通法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習	1 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受ける者に対する講習	五、八〇〇円(当該講習が道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合においては、五、三五〇円)
	2 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	二、三五〇円
一三、三五〇円(当該講習が運転免許に係る講習等に関する規則で定めるものである場合においては、九、二〇〇円)		

三、二五〇円」を「三、〇五〇円」に改め、同表備考二中「三〇〇円を、普通自動車免許」を「三五〇円を、普通自動車免許」に、「三〇〇円を、特定第一種運転免許」を「二〇〇円を、特定第一種運転免許」に、「三〇〇円を減ずる」を「三五〇円を減ずる」に改め、同表第四項の表一の項中「四、四五〇円」を「四、一五〇円」に、「四、一〇〇円」を「三、七五〇円」に、「一、三五〇円」を「一、三〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、四五〇円」に改め、同表二の項から五の項までを次のように改める。

二 技能教習に必要な教習の技能	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	一、四五〇円
	(二) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	一、四〇〇円
三 学科教習に必要な教習の技能	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	一、三五〇円
	(二) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	一、三〇〇円
四 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつて他の自動車運転に関する知識	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	一、一五〇円
	(二) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	一、四五〇円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	一、四五〇円
	(二) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	一、二〇〇円
第十四条第四項の表六の項中「一、四〇〇円」を「一、三五〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、一五〇円」に改め、同表七の項中「二、七五〇円」を「二、七〇〇円」に	(三) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	一、二五〇円
	(四) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	一、九〇〇円

改め、同表備考一中「三、四五〇円」を「三、〇〇〇円」に、「九〇〇円」を「九五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、〇五〇円」に、「二、九五〇円」を「三、〇五〇円」に改め、同表備考二中「一五〇円」を「一〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十九号

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三十六条第二項の規定に基づき、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識及び道路標示に関する基準を定めるものとする。

(信号機に関する基準)

第二条 信号機に関する法第三十六条第二項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

一 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

ロ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従つて道路の横断を始めた法

第二条第一号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ハ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折をしているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

（道路標識に関する基準）

第三条 道路標識に関する法第三十六条第二項の条例で定める基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

（道路標示に関する基準）

第四条 道路標示に関する法第三十六条第二項の条例で定める基準は、次のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

- 一 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
- 二 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。